

エスナビ 市民活動研修

学習後テスト集

学習後テスト

問1 近年、市民活動が注目されるようになったきっかけとして最も適当だと**思われるものを一つ**選択してください。

1. 公害問題や迷惑施設の建設反対運動が盛んになり、社会に大きな影響を与えようになったから。
2. バブル経済崩壊後の財政難の中で、お金のかからないボランティアの力を借りない自治体運営ができなくなったから。
3. 阪神・淡路大震災の際、復興にボランティアが大きな役割を果たしたから。
4. 起業ブームの中、社会的起業やコミュニティビジネスなどの非営利ビジネスが注目されるようになったから。

解説： 財政難などの背景もあるが、きっかけは阪神・淡路大震災である。

学習後テスト

問2 次の文章のA、Bに入ることばの組み合わせとして**正しいと思われるもの**を選択してください。

「平成（ A ）3月、市民活動を行う団体に法人格を与える特定非営利活動促進法が（ B ）で成立し、同年12月に施行された。」

1. A 7年 、 B 内閣提出
2. A 7年 、 B 議員立法
3. A 10年 、 B 内閣提出
4. A 10年 、 B 議員立法

解説： 特定非営利活動促進法(NPO法)は、平成10年に議員立法で成立した。

学習後テスト

問3 市民活動促進条例の目的を説明した次の文章のA、Bに入ることばの組み合わせとして**正しいと思われるものを一つ**選択してください。

「この条例は、（ A ）の基本理念及びその促進に関する基本原則を定め、市民活動に係る市民及び市の責務を明らかにすることにより、市民が相互の交流と理解を通じて、自らの意思により主体的に活動し、社会的課題の解決に貢献することができる社会の実現を図り、もって（ B ）によるまちづくりに寄与することを目的とする。」

1. A 市民自治 、 B 市民自治
2. A 市民自治 、 B 市民活動
3. A 市民活動 、 B 市民自治
4. A 市民活動 、 B 市民活動

解説： 市民活動を促進することによって、市民自治のまちづくりに寄与することを理解すること。

学習後テスト

問5 本市の市民活動の理念として**誤りだと思われるものを一つ**選択してください。

1. 行政と営利目的の活動では解決できない社会的課題に取り組むこと
2. 見過ごされやすい社会的課題の解決に貢献すること
3. 市民が対話を通じて、相互に価値観を尊重し行うこと
4. 他人や社会のために他の人がやらないことを何の報酬も得ずに自ら望んで行うこと

解説： ボランティア活動の説明になっている。

5. 参画した個人自身に精神的充実及び人間的成長をもたらすこと

学習後テスト

問4 本市の市民活動の説明として**適当ではないと思われるものを一つ**選択してください。

1. 社会福祉法人が運営するグループホームをボランティアで手伝った。
2. 文化施設の新規建設のために、市が行うパブリックコメント（市民意見提出手続き）に意見を提出した。

解説： 市民参画推進条例の市民意見提出手続きへの参画であり、市民活動ではない。

3. 毎日、自宅前の公園をボランティアで清掃している。
4. 町内会が主催する道路清掃活動にボランティアで参加した。
5. NPO法人の役員を務めている。

学習後テスト

問7 NPO法人の説明として正しいと思われるものを一つ選択してください。

1. 委託業務を受けるためには、NPO法人などの法人格が必要である。

解説：法で決められている場合を除いて、必要ない。

2. NPO法人は、法人名義で財産を所有したり、契約行為を行うことができる。

解説：そのような制度はない。

3. NPO法人になれば、補助金がもらえる。

解説：NPO法人は、行政の監督は必要最小限のものにとどめ、その活動の是非は、団体の私的自治にゆだねることを趣旨としているため、望ましくない。



学習後テスト

問6 NPO法人の説明として正しいと思われるものを一つ選択してください。

1. NPO法の手続きを経て、所轄庁から認証を受ければ、NPO法人として活動できる。

解説：認証だけでなく登記が必要である。

2. NPO法人ではない団体が、「NPO」と名乗ることはできない。

解説：「NPO法人」ではなく、「NPO」だけなら名乗ることは可能。

3. 静岡市が所轄しているNPO法人については、市民生活課の閲覧コーナーで、定款や事業報告書などを誰でも閲覧することができる。

4. 新しく市民活動を始めようとする団体は、原則として、NPO法人にならなければならない。

解説：法人格が必要ない団体は、法人化する必要はない。



学習後テスト

問8 地縁団体（自治会・町内会）の説明として正しいと思われるものを一つ選択してください。

1. 地縁団体は、全員強制加入が原則なので、自発性が求められる市民活動の担い手にはなれない。

解説：地縁団体は、強制加入ではない。

2. 隣組が行う葬儀の手伝いや親睦会は、市民活動とはいえない。

解説：特定メンバー間の相互扶助や親睦は、市民活動とはいえない。

3. 地縁団体の活動の大半は、NPOに任せることができるものばかりであり、NPOが盛んになれば地縁団体は不要になると考えられる。

解説：地縁団体とNPOは、それぞれ異なる特徴があり、どちらか一方だけでよいということではなく、相互に補完する関係にある。



学習後テスト

問9 ボランティアの説明として正しいと思われるものを一つ選択してください。

1. ボランティアは、無報酬で個人が行う活動をいう。
2. ボランティアは、無報酬で団体やグループが行う活動をいう。
3. ボランティアは、非営利で個人が行う活動をいう。
4. ボランティアは、非営利で団体やグループが行う活動をいう。

解説：ボランティアとNPOの違いを、しっかり押さえること。



学習後テスト

問10 非営利の説明として正しいと思われるものを一つ選択してください。

1. 非営利とは、活動で生じた利益を役員や協力者に分配せず、本来目的の活動に充てることをいう。
2. 非営利とは、ボランティアメンバーのみで活動する団体のことをいう。

解説：有給でスタッフを雇用し確保することも大事。

3. 非営利の団体は、集めた会費などを年度ごとに使い切る必要があるため、繰越金はゼロに近づけるべきである。

解説：安定的・継続的に活動を行うため、内部留保金として、ある程度の繰越金は必要である。

4. 非営利の団体が、雇用した職員に給料を支払っても差支えないが、役員報酬を支払うことはできない。

解説：役員報酬を支払うことができる。NPO法人の場合は、役員報酬を受ける役員は、役員総数の1/3までと決まっている。



学習後テスト

問12 協働事業の実施方法の説明として正しいと思われるものを一つ選択してください。

1. 委託事業は、委託者を主体とし、受託者は使われるだけで対等とは言えないので協働事業とは言えない。

解説：委託契約は、NPOは委託内容の履行などを、行政は対価の支払などを、双方がお互いに対して義務と権利を持つ双務契約であり、役割や責任の分担をそれぞれ納得した内容で契約書であらかじめ定めることにより、対等な関係を築くことができるため、協働事業の対等性を損なう形態とはいえない。

2. 協働事業を補助金で行う場合、NPOと市は対等な関係なので補助率は50%として同額ずつ負担するのが望ましい。

解説：資金だけでなく、ノウハウや労力の提供などを最も効果的・効率的な割合で分担することが重要であり、双方が同じことを負担することを対等とは言わない。

3. 協働事業に伴い市が事業費を負担するときには、事業目的の達成に適した支出方法や科目を選択することが重要である。



学習後テスト

問11 協働事業の説明として誤りだと思われるものを選択してください。

1. 協働事業は、社会的な課題を解決するために、それぞれ自ら果たすべき役割と責務を自覚して、自主性を尊重しながら、協働し合い、補充し合って行う事業をいう。
2. 協働事業は、行政側が手を引き、相手方のNPOが単独で事業を行うことができるようになることが目標である。
解説： もっとも効果的・効率的に事業を行うための役割分担が大事なので、単独実施が理想とは、必ずしも言えない。
3. 協働事業は、NPOの専門性や柔軟性、市民参加性などの特長を活かして行われることが多い。



学習後テスト

問13 本市の協働事業提案制度の説明として誤りだと思われるものを一つ選択してください。

1. 市民活動促進条例は、協働事業の創出のため、NPOと市が協働事業について相互に提案し合う仕組みの整備を市に義務付けている。
2. 窓口業務や内部管理業務を行う部局は、協働事業の所管課として対象から外されている。
解説： あらかじめ、協働事業の対象から外されている分野やテーマはないので、所管課になる可能性のない部局はない。
3. 市民活動協働市場と協働パイロット事業は、応募対象を一定の条件を満たす団体に限定している。
4. 審査結果や採否の理由などの情報は、原則としてすべて公開する。



学習後テスト

問14 「市民活動協働市場」と「協働パイロット事業」の説明として誤りだと思われるものを一つ選択してください。

1. パイロット事業は、1事業あたりの事業額の上限が決まっているが、協働市場は、どのような規模の協働事業も提案できる。
2. パイロット事業は、外部委員を含む審査委員会が審査するが、協働市場は、所管課が中心となって行政内部で審査する。
3. 本市の協働事業提案制度は、団体のみを対象とし、個人は提案できない。
4. 本市の協働事業提案制度は、年度当初に提案を募集している。

解説： パイロット事業は、既定予算の範囲内で募集・審査・実施まで行うので年度内に行う必要があるが、協働市場は、形式が決まっていないのでいつでも提案できる。

